

## 2. 調査結果

### (1) 地域指定の状況

振動規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は平成 18 年度末現在 1,258 市区町村で、全国の市区町村数の約 68.9%に相当する。(表 1)

表 1 地域指定の状況 (平成 18 年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	782	23	827	195	1,827
振動規制法 地域指定市町村数	744	23	453	38	1,258
割合 (%)	95.1%	100.0%	54.8%	19.5%	68.9%

### (2) 振動苦情の状況

#### ① 苦情件数の推移

平成 18 年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は 3,615 件であった。これは、平成 17 年度 (3,599 件) と比べて 16 件、約 0.4% の増加となる。(図 1)

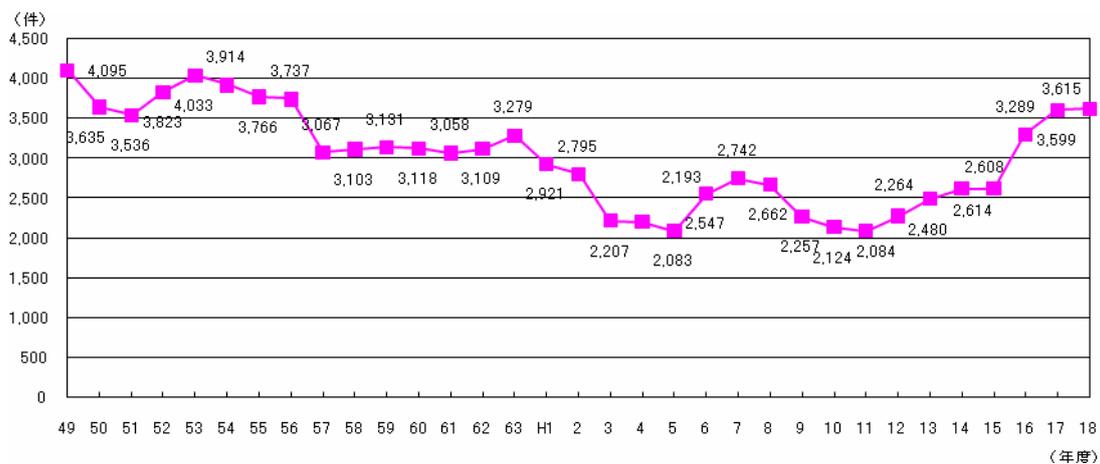


図 1 振動苦情件数の推移

#### ② 都道府県別の苦情件数

平成 18 年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の 901 件が最も多く、次いで大阪府が 402 件、神奈川県が 372 件となっている。振動苦情件数の上位 5 都府県における合計件数が全体の約 62.2%に達するなど、大都市を有する地区における苦情が大きな割合を占めた。(表 2, 表 3)

#### ③ 発生源別の苦情件数

平成 18 年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が 2,273 件 (約 62.9%) で最も多く、次いで工場・事業場 733 件 (約 20.3%)、道路交通 331 件 (約 9.2%)、鉄道 67 件 (約 1.8%) の順となっている。(図 2, 図 3)

また、平成 17 年度と比較すると、建設作業に係る苦情が 89 件増加、道路交通に係る苦情が 15 件増加した一方、工場・事業場に係る苦情が 49 件減少した。

表 2 都道府県別苦情件数（上位 5 都道府県）

順位	苦情件数		順位	人口 100 万対件数	
	都道府県	件数		都道府県	件数
1	東京都	901	1	東京都	71
2	大阪府	402	2	大阪府	46
3	神奈川県	372	3	埼玉県	44
4	埼玉県	308	4	神奈川県	42
5	愛知県	264	5	愛知県	36
	全 国	3,615		全国平均	28

※人口は平成 18 年 10 月 1 日現在の総務省統計局現在推計人口による

表 3 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	H17	H18	増減	都道府県	H17	H18	増減
北海道	100	80	△ 20	滋賀県	18	25	7
青森県	19	23	4	京都府	37	40	3
岩手県	17	3	△ 14	大阪府	386	402	16
宮城県	36	41	5	兵庫県	133	150	17
秋田県	5	12	7	奈良県	17	12	△ 5
山形県	23	10	△ 13	和歌山県	9	19	10
福島県	20	19	△ 1	鳥取県	8	8	0
茨城県	37	39	2	島根県	5	6	1
栃木県	31	35	4	岡山県	44	33	△ 11
群馬県	52	51	△ 1	広島県	38	49	11
埼玉県	299	308	9	山口県	17	10	△ 7
千葉県	194	216	22	徳島県	12	21	9
東京都	899	901	2	香川県	7	8	1
神奈川県	378	372	△ 6	愛媛県	17	15	△ 2
新潟県	71	76	5	高知県	4	4	0
富山県	8	8	0	福岡県	104	90	△ 14
石川県	11	12	1	佐賀県	19	5	△ 14
福井県	14	19	5	長崎県	12	11	△ 1
山梨県	6	12	6	熊本県	11	6	△ 5
長野県	33	25	△ 8	大分県	15	9	△ 6
岐阜県	29	31	2	宮崎県	15	24	9
静岡県	40	43	3	鹿児島県	22	23	1
愛知県	290	264	△ 26	沖縄県	9	6	△ 3
三重県	28	39	11	合計	3,599	3,615	16

△は減を示す

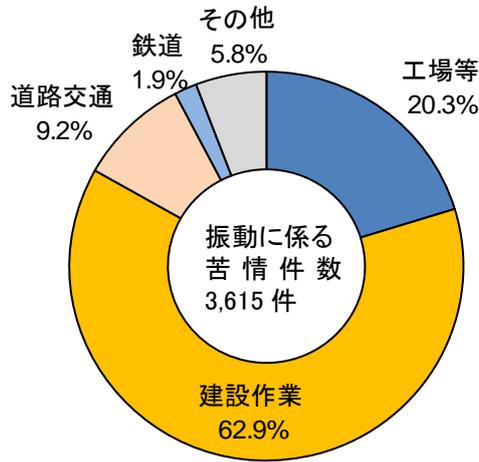


図2 振動に係る苦情の内訳(平成18年度)

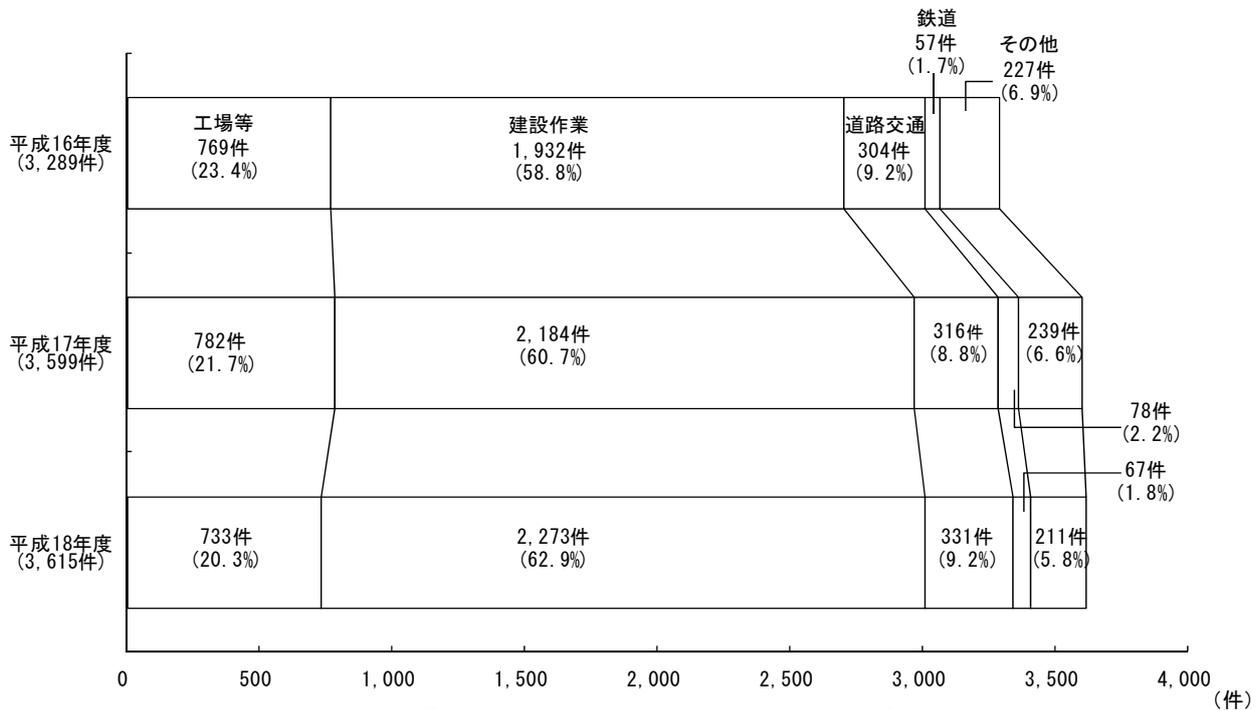


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

④ 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成18年度の工場・事業場に対する苦情総数733件のうち、振動規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、約25.8%の189件であった。また、建設作業に対する苦情総数2,273件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は約36.3%の826件となっている。(表4)

表4 規制対象・非対象別苦情件数 (工場・事業場, 建設作業)

年 度	発生源の種類	工場・事業場				計	建設作業				計
		特定工場等		左記以外			特定建設作業		左記以外		
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成17年度	件数	211	18	453	100	782	792	23	1,303	66	2,184
	%	27.0%	2.3%	57.9%	12.8%	100.0%	36.3%	1.1%	59.7%	3.0%	100.0%
平成18年度	件数	189	18	431	95	733	826	30	1,329	88	2,273
	%	25.8%	2.5%	58.8%	13.0%	100.0%	36.3%	1.3%	58.5%	3.9%	100.0%

注) 特定工場等とは、特定施設を有し、法の規制対象となる工場・事業場をいい、特定建設作業とは、法の規制対象となる建設作業をいう。ただし、条例等で対象としている工場・事業場及び建設作業は含まない。

(3) 規制の状況

(3)-1 工場・事業場に対する規制の状況

① 特定工場等及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成18年度末現在125,170件で、前年度(122,460件)より2.2%増加している。(表5) また、特定施設の総数は867,297件(前年度841,165件)となっている。(表6)

特定工場等の内訳をみると、金属加工機械を設置しているものが約32.8%と最も多く、次いで、圧縮機が約29.7%、織機が約16.1%の順となっている。

特定施設の内訳をみると、金属加工機械が約32.6%、織機が約31.4%、圧縮機が約20.6%とこれら3施設で全体の8割以上を占めている。(表6)

表5 特定工場等数及び特定建設作業件数の最近の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
特定工場等総数	121,204	122,460	125,170
対前年度	△743	1,256	2,710
(増加率)	△0.6%	1.0%	2.2%
特定建設作業件数	31,064	32,680	34,760
対前年度	747	1,616	2,080
(増加率)	2.5%	5.2%	6.4%

△は減を示す

表6 法に基づく届出件数(平成18年度末現在)

表6-1 特定工場等総数

設置特定施設	総数	(%)
金属加工機械	41,034	32.8%
圧縮機	37,147	29.7%
土石用破砕機等	3,917	3.1%
織機	20,120	16.1%
コンクリートブロックマシン等	859	0.7%
木材加工機械	2,546	2.0%
印刷機械	10,751	8.6%
ロール機	739	0.6%
合成樹脂用射出成形機	7,036	5.6%
鋳造型機	1,021	0.8%
計	125,170	100.0%

表6-2 特定施設総数

特定施設	総数	(%)
金属加工機械	282,472	32.6%
圧縮機	178,316	20.6%
土石用破砕機等	19,703	2.3%
織機	272,698	31.4%
コンクリートブロックマシン等	2,146	0.2%
木材加工機械	4,588	0.6%
印刷機械	38,596	4.5%
ロール機	3,722	0.4%
合成樹脂用射出成形機	59,173	6.8%
鋳造型機	5,883	0.7%
計	867,297	100.0%

② 法に基づく措置等の状況

平成18年度中に行われた振動規制法に基づく措置の件数は、指定地域内の特定工場等に係る苦情189件(前年度211件)に対して、報告の徴収32件(同34件)、立入検査160件(同158件)、振動の測定83件(同77件)であった。振動測定の結果、規制基準を超えていたものは18件(同19件)であり、振動防止に関する行政指導は167件(同195件)行われたが、改善勧告及び改善命令は行われなかった。(表7)

表 7 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

苦 情		189
行政措置等	報告の徴収	32
	立入検査	160
	測定	83
	うち基準超	18
	改善勧告	0
	改善命令	0
	行政指導	167

(3)-2 特定建設作業に対する規制の状況

① 特定建設作業の実施届出件数

平成 18 年度中の特定建設作業実施届出件数は 34,760 件(前年度 32,680 件)であり、その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業 26,499 件(同 24,570 件)、くい打機等を使用する作業が 7,065 件(同 7,133 件)の順となっており、これらが大部分を占めている。(表 8)

表 8 特定建設作業の届出件数

特定建設作業届出件数	平成 17 年度	平成 18 年度	
くい打機等を使用する作業	7,133	7,065	20.3%
鋼球を使用して破壊する作業	60	159	0.5%
舗装版破砕機を使用する作業	917	1,037	3.0%
ブレーカーを使用する作業	24,570	26,499	76.2%
計	32,680	34,760	100.0%

② 法に基づく措置等の状況

平成 18 年度に行われた振動規制法に基づく措置の件数は、指定地域内の特定建設作業に対する苦情 826 件(前年度 792 件)に対して、報告の徴収 110 件(同 120 件)、立入検査 681 件(同 542 件)、振動の測定 192 件(同 179 件)であった。振動測定の結果、基準を超えていたものは 17 件(同 10 件)であり、振動防止に関する行政指導は 769 件(同 719 件)行われたが、改善勧告及び改善命令は行われなかった。(表 9)

表 9 指定地域内の特定建設作業振動に係る苦情件数及び措置等の状況

苦情件数	826	行政措置等	
くい打機を使用する作業	106	報告の徴収	110
鋼球を使用して破壊する作業	1	立入検査	681
舗装版破砕機を使用する作業	20	測定	192
ブレーカーを使用する作業	699	うち基準越え	17
		改善勧告	0
		改善命令	0
		行政指導	769

#### (4) 道路交通振動に対する措置の状況

平成 18 年度の指定地域内の道路交通振動に係る苦情 292 件（前年度 288 件）に対して、振動の測定は 121 件（同 130 件）行われており、要請限度を超えていたものは 3 件（同 2 件）であった。また、道路管理者に対する要請及び都道府県公安委員会に対する要請は、前年度同様行われていない（同 0 件）。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、道路管理者に対する協力依頼等の措置が 170 件（同 156 件）、都道府県公安委員会に対する同様の措置が 5 件（同 25 件）行われた。（表 10）

表 10 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

苦 情		292
行政 措 置 等	測 定	121
	うち要請限度超	3
	公安委員会へ要請	0
	道路管理者へ要請	0
	要請以外の公安委員会への措置依頼	5
	要請以外の道路管理者への措置依頼	170

### 3. 考察

平成 18 年度の振動に係る苦情件数は、前年度とほぼ同数であった。また、振動苦情件数は依然として都市圏に集中している。

近年、特定建設作業の届出において「くい打機等を使用する作業」、「ブレーカーを使用する作業」が占める割合が大きくなっており、都市圏における解体・建設作業の増加が苦情増加の原因と推察される。

今後、人口が密集している地域における建設作業振動低減をより一層誘導する施策の在り方について検討していく必要がある。